

令和 8 年度第 2 回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和 8 年 5 月 1 2 日 (火) 1 3 時 3 0 分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	1 2 番	安部	寛			
会長職務代理者	1 3 番	山根	祐一			
委員	1 番	田中	孝幸	2 番	東田	輝正
	3 番	明治	良一	4 番	岸本	慶子
	5 番	衣笠	指図	6 番	横野	俊彦
	7 番	大村	祥一朗	8 番	上田	正人
	9 番	大谷	誠一	1 1 番	山本	知司

○農地利用最適化推進委員

委員	西尾	寿秋	井上	寿光
	岸本	政明	横山	茂
	猪本	正己	佐藤	洋一
	中山	浩一	保田	公範
	公賀	義高		

4. 欠席委員 細田 邦男 川村 忠幸 藤田 榮一郎 鎌谷 一也 山田 裕人
中嶋 美枝子

5. 議事日程

- | | | | | | | | |
|-----|------------|--------------------------------|----|----|-------|----|----|
| 第 1 | 議事録署名委員の指名 | 1 1 番 | 山本 | 知司 | 1 3 番 | 山根 | 祐一 |
| 第 2 | 報告事項 1 | 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について | | | | | |
| | 2 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について | | | | | |
| | 3 | 農地法施行規則該当転用届出書について | | | | | |
| | 4 | 非農地証明について | | | | | |
| | 5 | 公共事業の施工に伴う付帯施設設置に係る農地転用報告について | | | | | |
| 第 3 | 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請審議について | | | | | |
| 第 4 | 議案第 2 号 | 農用地利用集積等促進計画について | | | | | |
| 第 5 | 議案第 3 号 | 共有者等を覚知することができない農地の公示について | | | | | |
| 第 6 | 議案第 5 号 | 地域計画の変更について | | | | | |
| 第 7 | 議案第 4 号 | 農業振興地域整備計画の変更について | | | | | |
| 第 8 | そ の 他 | | | | | | |

農業委員会事務局職員 事務局長 大石 博 係 長 尾崎 千穂
主 事 藪田 龍哉

6. 会議の概要

局長	開会（13時30分） 本日の欠席者は、細田邦男委員、川村忠幸委員、藤田榮一郎委員、鎌谷一也委員、山田裕人委員です。 農業委員 出席者数 12名 農地利用最適化推進委員 出席者数 8名 八頭町農業委員会会議規則第6条に規定する定足数を満たしていますので、本会議は成立いたします。
事務局	それでは、令和8年度第2回八頭町農業委員会を開会いたします。 開会にあたり、議長（会長）のあいさつをお願いします。
会長	（あいさつ） 日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、11番 山本知司委員、13番 山根祐一委員 をお願いします。 次に日程第2、報告事項です。私からはありませんが、皆さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。
委員一同	（報告なし）
会長	無いようですので、事務局は報告をお願いします。
事務局	報告を5件させていただきます。資料をご覧ください。 報告1 農地法第3条の3の規定による届出書について。 相続についての届出です。 今月は9件です。 記載事項が漏れなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。 報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。 7ページをご覧ください。 農地の貸借の合意解約です。 今月は4件です。 双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。 報告3 農地法施行規則第29条に基づく、2アール未満の転用届出を受理しましたので報告します。 9ページをご覧ください。 今月は1件で農業用倉庫です。 本件は、耕作者自らが営農効率化のために行うものであり、設計図面により農業経営に直結する施設であることを確認しております。 特例規定の要件を満たしていることから、受理いたしました。

	報告 4 非農地証明願について。 1 件の申請がありました。 10 ページをご覧ください。 【受付番号 1-1】堀越地内 本件は、年月日不詳より長期間耕作されておらず、現況は原野となっています。現地確認を明治良一委員、岸本慶子委員、岸本政明推進委員及び事務局で行い、農地法第 2 条第 1 項に定義する農地としての実体を失っており、かつ容易に耕作可能な状態に復旧できないものであることを確認し、妥当であると判断しました。 報告 5 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。 11 ページをご覧ください。 2 件の該当事業がありました。 事業内容が確認できましたので、問題なしと判断し受理しております。 以上です。
会長	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
会長	続きまして、日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号 3-1 について、事務局は説明をお願いします。
事務局	農地法第 3 条の規定による許可申請審議について。 受付番号 3-1 について説明します。 【議案第 1 号 受付番号 3-1 朗読後、説明】 土地の所在地 小別府地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 959 m² 土地の所在地 小別府地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 727 m² 土地の所在地 小別府地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 595 m² 理由につきましては、譲渡人の●●●●さんは旦那さん名義であった農地を昨年相続されました。ただ、労力不足で耕作ができないため、地域の担い手へ貸付けておられました。ただ、今後も耕作ができないため手放したい意向があり、貸付けをしておられた耕作者も解約に了承され、分家にあたる●●●●さんへ贈与することで話

	がまとまったものです。 農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人の●●●●さんは所有する農地で水稻や野菜を栽培されており、この度買い受ける農地でも水稻を栽培される予定です。 通作については、すべての申請地が自宅から 500m 以内にあり、問題はないと思われます。 農地法第 3 条第 2 項第 4 号の農作業従事要件ですが、譲受人の●●●●さんは、50 年程度農作業の従事経験があり、また一緒に耕作されている奥さんや息子さんも 15 年程度農作業の従事期間がありますので問題はないと思われます。 最後に、農地法第 3 条第 2 項第 6 号の地域との調和要件ですが、周辺は田や道路であり、申請地では水稻栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。 以上です。
会長	この件につきましては、14 番 川村忠幸委員に事前調査をお願いしますので報告をお願いします。 本日、川村委員は欠席ですので、事務局に代読させます。
川村委員 (事務局)	(事前調査結果報告) 本日、川村委員は欠席でございますので、事前に事務局のほうに事前調査についての報告をいただいております。 調査は 5 月 9 日に実施され、内容については、事務局説明のとおりであり、問題なしということで報告をいただいております。
会長	受付番号 3-1 につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
会長	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
会長	賛成多数と認めます。受付番号 3-1 について、申請どおり決定いたします。 続きまして、受付番号 4-2 について事務局は説明をお願いします。
事務局	受付番号 4-2 について説明します。 【議案第 1 号 受付番号 4-2 朗読後、説明】 土地の所在地 才代地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 530 m²

	理由としましては、先ほどと同様ですが、譲渡人の●●●●さんは旦那さん名義であった農地を昨年相続されました。ただ、労力不足で耕作ができないため地域の担い手へ貸付けておられましたが、その方の解約の了承を得て、申請地の道路向かいの田んぼを耕作している譲受人の●●●●さんへ売り渡すことで話がまとまったものです。 農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件ですが、譲受人の●●●●さんは本人所有の農地はありませんが、同じ集落内に実家があり、実家が所有する農地で一緒に耕作をされております。申請地も水稻を栽培される予定です。 通作については、自宅から 500m 程度であり問題は無いと思われます。 農地法第 3 条第 2 項第 4 号の農作業従事要件ですが、●●●●さんは 20 年程度農作業従事期間があり、一緒に農業に従事される奥さんも 5 年以上農作業従事期間がありますので、問題はないと思われます。 最後に、農地法第 3 条第 2 項第 6 号の地域との調和要件ですが、周辺は田や道路に囲まれている農地であり、申請地では水稻を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。
会長	この件につきましては、14 番 川村忠幸委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。 先ほどの報告と同じく、川村委員は欠席ですので、事務局に代読させます。
川村委員 (事務局)	(事前調査結果報告) 本件につきましても先ほどの報告と同様に、事務局説明のとおりであり、問題なしということで報告をいただいております。
会長	受付番号 4-2 につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
会長	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
会長	賛成多数と認めます。受付番号 4-2 について、申請どおり決定といたします。
会長	以上で、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての審議を終了します。

	続きまして、日程第 4 議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画について、事務局は説明をお願いします。
事務局	議案書の 2 ページをご覧ください。 議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画について説明します。 八頭町長より令和 8 年 4 月 30 日付けで農用地利用集積等促進計画について意見を求められているものです。 それでは、整理番号 49-1 から 74-26 について説明します。 この度は貸借のみです。 鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 52,761 m² (40 筆) を借受け希望のありました地域の担い手等へそれぞれ貸付けをするものです。 地域の農業法人へ 14,937 m² (11 筆)、その他 11 名の個人耕作者へ 37,824 m² (29 筆) を貸付けます。 以上です。
会長	それでは審議を行います。整理番号 49-1 から 74-26 につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
会長	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
会長	賛成多数と認めます。整理番号 49-1 から 74-26 につきまして、申請どおり決定します。 以上で議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画について審議を終了します。 続きまして、日程第 5 議案第 3 号 共有者等を確知することができない農地の公示について、事務局は説明をお願いします。
事務局	共有者等を確知することができない農地の公示について。議案書の 11 ページをご覧ください。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 22 条第 3 項の規定に基づき、共有者等を確知することができない旨公示することについて採決を求めるものです。 整理番号 1-1 について説明します。 【議案第 3 号 整理番号 1-1 朗読後、説明】 土地の所在地 水口地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 2,409 m²

土地の所在地 水口地内
 登記地目：田 現況地目：田
 面積 1,873 m²
 土地の所在地 水口地内
 登記地目：田 現況地目：田
 面積 1,763 m²
 土地の所在地 水口地内
 登記地目：田 現況地目：田
 面積 739 m²

この度の対象農地の登記上の所有者は●●●●●さんで、貸渡人の●●●●●さんの叔父であり、平成 6 年 8 月 5 日に亡くなっておられます。●●●●●さんがご存命の時に●●●●●さんが借受て耕作をしておりましたが、その契約が令和 6 年 12 月 31 日に満了し、その後は相続人の協議がまとまらず契約更新ができないままとなっております。

この度、●●●●●さんと●●●●●さんから更新手続きについて相談があり、事務局で戸籍等により探索を行いました。探索の範囲である配偶者は死亡、3 名の子のうち 1 名は亡くなっており、他存命の 2 名については、相続放棄していることが判明しました。また、存命の●●●●●さんの弟妹も相続放棄をしているため相続関係者が多いことが予想され、過半の同意を得ることが困難であるため公示を行うものです。

続きまして、整理番号 2-2 について説明します。

【議案第 3 号 整理番号 2-2 朗読後、説明】

土地の所在地 見槻中地内
 登記地目：田 現況地目：田
 面積 2,877 m²
 土地の所在地 見槻中地内
 登記地目：田 現況地目：田
 面積 318 m²

この度の対象農地の登記上の所有者は●●●●●さんで、貸渡人の●●●●●さんの祖父であり、昭和 47 年 4 月 26 日に亡くなっておられます。

この度、●●●●●さんから●●●●●さんへ借受けの申出をされましたが、過半を超える同意を得ることが難しいとの相談があり、●●●●●さんからの申出を受け、事務局で戸籍等により探索を行いました。探索の範囲である配偶者と 5 人の子はすべて死亡していることが判明し、相続関係者が多いことが予想され、過半の同意を得る

	ことが困難であるため公示を行うものです。以上です。
会長	この件につきまして、質問意見はありませんか。
公賀委員	これって税金の関係はどうなっているのか。
事務局	課税状況については分からないが、固定資産税については、農地は評価にあたって限界収益点があり、そもそも安く設定されているため、免税点未満で課税になっていない場合もある。
公賀委員	相続放棄していると税金の関係とか、賃料の受取りとかはできないルールだと思うが。
事務局	共有者の中で配偶者と子に限り探索を行ったことをもって、本議案のように共有者不明の公示を 2 か月間行うことにより、利用権設定が可能となる手続きに入るものである。 相続放棄している方は関係なく、それら以外の方で、賃料の支払先はあらかじめ決めることになっており、代表の方、一般的には現に管理している者に支払うことになる。
委員一同	(質疑なし)
会長	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
会長	賛成多数と認めます。申請どおり公示を行うことに決定いたします。 以上で議案第 3 号 共有者等を確知することができない農地の公示についての審議を終了します。 続きまして、日程第 6 議案第 5 号 地域計画の変更について、及び日程第 7 議案第 4 号 農業振興地域整備計画の変更についてを一括審議といたします。事務局は説明願います。
事務局	日程第 6 議案第 5 号 地域計画の変更について、八頭町長から、令和 8 年 4 月 20 日付で地域計画の変更について意見照会がありましたので、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定により本委員会の意見を求めるものです。また、議案第 4 号 農業振興地域整備計画の変更について、八頭町長から、令和 8 年 4 月 20 日付けで農業振興地域の整備に関する法律第 13 条の規定による農業振興地域整備計画の変更について、意見照会がありましたので、同法施行規則第 3 条の 2 の規定により本委員会の意見を求めるものです。 議案第 5 号受付番号 1-1 地域名は船岡です。

	主な変更内容は、墓地整備による地域計画の一部除外であります。除外面積は 22 m²と僅少であるため、区域内の農用地面積、集積目標等に変更はありません。 詳細については、議案第 4 号によりご説明いたします。 それでは、議案第 4 号受付番号 1-1 について説明します。 申請地 福井地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 55 m²のうち 22 m² 目的は農用地区域からの除外です。理由としましては、墓地の整備のためです。議案書の 13 から 15 ページに位置図、16 ページは測量図、17 から 19 ページに土地利用計画図を付けています。福井集落の南東に位置する農地です。この農地は、農振地域から除外された後に、小集団の生産力の低い第 2 種農地に該当する、農用地区域内の農地となります。以上です。
会長	この件につきましては、9 番 大谷誠一委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
大谷委員	(事前調査結果報告) 5 月 11 日に電話により事実確認を行いました。所有地において山裾で管理が難しい場合などがあり、他に適地なしとの確認をとっており、問題なしと思われます。
会長	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
会長	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
会長	賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 続きまして、議案第 5 号受付番号 2-2 並びに議案第 4 号受付番号 2-2 について事務局は説明をお願いします。
事務局	議案第 5 号受付番号 2-2 地域名は郡家 2 です。 主な変更内容は、居宅建築による地域計画の一部除外であります。除外面積は 128 m²で、区域内の農用地面積等を変更しております。その他集積目標等に変更はありません。 詳細については、議案第 4 号によりご説明いたします。 それでは、議案第 4 号受付番号 2-2 について説明します。 申請地 別府地内

	登記地目：田 現況地目：田 面積 2,629 m²のうち 128 m² 目的は農用地区域からの除外です。理由としましては、居宅建築のためです。議案書の 20 から 22 ページに位置図、23 ページに測量図、24 から 25 ページに土地利用計画図を付けています。別府集落の北に位置する農地です。この農地は、農振地域から除外された後に、小集団の生産力の低い第 2 種農地に該当する、農用地区域内の農地となります。以上です。
会長	この件につきましては、5 番衣笠指図委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
衣笠委員	(事前調査結果報告) 4 月 29 日に申請者立会の上、現地調査を実施しております。親の後継ぎで梨づくりをされており、現在は市内に居住しておられますが、地元に戻るため、居宅建築を希望されているものです。調査の結果、問題なしと思われます。
会長	この件につきまして、質問意見はありませんか。
井上委員	家業を引き継いでがんばっておられる方だが、他の場所で適地がなかったのか。
事務局	家族間で協議された結果、他の候補地も検討したが、住宅用地としての適地として当該地以外にはなかったとのことである。
井上委員	道路との間に他の所有者の筆があるが、購入等の話は進んでいるのか。契約書は確認しているのか。
事務局	契約書まで確認しているわけではないが、当事者間において購入の話がついていと伺っている。
井上委員	もう一つ筆があるが、これは誰のものか。法定外公共物か。
事務局	地番があるため、一般的には法定外公共物ではないものと考えられるが、確認して後ほど回答させていただく。
井上委員	下水の接続についてはどうか。
事務局	今回の件はあくまで農振除外の議案であり、正式には転用案件として資料提出がない現時点では、詳細な事項は不明であるが、近隣に住宅もあり接続について問題ないものと考えている。
会長	それでは、その他に意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)

会長	賛成多数と認めます。申請どおり決定いたします。 続きまして、議案第 4 号、受付番号 3-3 について事務局は説明をお願いします。
事務局	【議案第 4 号 申請番号 3-3 朗読後、説明】 申請番号 3-3 について説明します。 申請地 徳丸地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 190 m ² のうち 41 m ² 目的は農用地区域からの除外です。理由としましては、墓地の整備のためです。議案書の 27 から 29 ページに位置図、30 から 31 ページに土地利用計画図を付けています。徳丸集落の南西に位置する農地です。この農地は、農振地域から除外された後に、小集団の生産力の低い第 2 種農地に該当する、農用地区域内の農地となります。以上です。
会長	この件につきましては、7 番大村祥一郎委員に事前調査をお願いしますので報告をお願いします。
大村委員	(事前調査結果報告) 5 月 8 日に電話で事実確認を行いました。現地も確認いたしましたが、地目は畑であり、現在作付けはされておられません。当該地は線路脇の農地であり、周辺環境からも問題がないものと思われます。
会長	この件につきまして、質問意見はありませんか。
大谷委員	若桜鉄道の線路近くということで植栽とか何か必要な対応があるか。
事務局	関係課とも事前に協議しており、線路から 5 メートル以上の土地であるため、法律上、鉄道関係法の規制はかからない。周辺は住宅に囲まれているわけでもないため、植栽等は必要ないと思われるが、先ほどの墓地整備に関して、作業上の必要が生じる場合もあることから、事前に若桜鉄道に協議することと指導を行っている。
会長	それでは、他に意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
会長	賛成多数と認めます。申請どおり決定いたします。 以上で日程第 6 議案第 5 号 地域計画の変更について並びに日程第 7 議案第 4 号 農業振興地域整備計画の変更についての審議を終了いたします。 続きまして、日程第 8 その他について、事務局より説明願います。

事務局	1. 次期農業委員、推進委員の選任について 2. 令和 7 年度の点検評価及び令和 8 年度の活動計画について 3. 積立金の返金方法について 4. 新旧委員交流会の出欠取りまとめについて 5. 大区画化等加速化支援事業について 6. 次回 6 月定例会 次回の農業委員会は 6 月 11 日（木）13 時 30 分から、船岡地区 公民館大集会室で開催します。よろしくお願いいたします。以上で す。
会長	その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。
委員一同	（なし）
会長	無いようですので、以上で第 2 回農業委員会を終了します。 終了（15 時 00 分）
事務局	本日の会議は（1 時間 30 分）です。活動記録簿への記録をお願い します。
	閉会